

# 昭和五十一年度予算解説

## Ⅰ 五十一年度予算案の概要

景気回復と安定成長へばく進

## Ⅱ 五十一年度予算歳入の概要

28

## Ⅲ 税制改正の概要

均衡負担で健全財政へ

31



### 「農地に準じた課税」の誕生と自民党の税制改正大綱

「農地に準じた課税」は、市街化区域農地における高額な「宅地評価」をめざして、1.1/1.2 倍の負担調整が長期に適用されることで生まれた。しかし、下の自民党の税制改正大綱によると、1.1/1.2 倍の負担調整の対象は(二)の「一般農地」で、(三)に記された市街化区域農地としての課税は対象としていない。つまりこの負担調整は、一般農地の課税標準額に対応した税額をめざす措置に過ぎなかった。

1976年3月29日の衆議院地方行政委員会では、最後の討論で自民党の渡辺紘三議員が「今回政府が提案されました地方税法等の改正案には、わが党が提唱いたしました税制改正大綱がその重点となっているのであります」と賛成した。しかし、彼が実際に賛成したのは、(三)で「課税の適正化措置」を「昭和53年度までは適用しない」とされている市街化区域農地に対し、(二)の負担調整によって「課税の適正化措置」を進めてしまうという「農地に準じた課税」であった。

政府は、類似宅地の価格を基礎にして市街化区域農地課税を行うことを「課税の適正化措置」と表現している。

### 七 固定資産税及び都市計画税

1 固定資産税および都市計画税について、次のとおり課税の適正化を図る。

(一) 宅地等に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、評価額の上昇率に

(二) 昭和三十八年度の税額に据え置かれている一般農地に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税については、新評価額の昭和五十年年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて定める次の表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とする。

上 昇 率	負 担 調 整 率
一・三倍以下	一・一
一・三倍超	一・二

なお、昭和五十四年度以降の一般農地に係る固定資産税については、農業政策等との関連をも配慮して、更に検討を加え、別に定めることとする。

(三) 市街化区域農地に対する固定資産税の課税の適正化措置については、その後における都市施設の整備状況等にかんがみ、次のとおり措置することとする。

(1) 三大都市圏の特定の都市のC農地およびその他の市街化区域農地については、昭和五十三年度までは適用しない。

(2) 現在、課税の適正化措置が実施されているA農地およびB農地については、課税標準となるべき額の算定に